役員選任規程

第１条　一般社団法人四日市青年会議所定款第１７条に定める役員は、第１８条に定めるところにより選任し、細則は本規則により定める。

第２条　毎年１０月末までに総会を開催して、本会議所次年度役員を選任しこれを決定する。

第３条　次年度役員選考委員会（以下「役員選考委員」という）は３～１０名とし、直前理事長は自動的に就任するものとする。その他の委員は、その年度の６月度理事会までに理事長が指名し、理事会の承認を得なければならない。但し、役員選考委員は６月１日時点において２年以上の正会員歴及び、１回以上の役員歴を有する者から選出しなければならない。

第４条　役員選考委員会の委員長は直前理事長が務めるものとする。

第５条　役員選考委員会は理事長と協議の上、次年度理事長の候補者を総会当日までに決定し、理事会に報告しなければならない。但し、この場合、役員選考委員中より次年度理事長候補者を選出することを妨げない。

第６条　役員選考委員会は、総会において次年度理事長候補者を指名し総会の承認を受ける。

第７条　　役員選考委員会は、理事選出のため在籍１年以上の正会員中より被選挙者名簿を作成する。但し、２年以上連続役員たる者は除く。

第７条の２　次に掲げる理由がある者は被選挙名簿に氏名が載らないよう、役員選考委員会設置日より３０日以内に書面をもって、辞退の申し出を行うことができる。ただし、被選挙者名簿への氏名の掲載については役員選考委員会の協議によるものとする。

（1）　疾病により長期にわたって療養を必要とするとき。

（2）　長期にわたり居住地を離れるとき。

（3）　その他継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき。

　２．　前項の協議については特別の利害関係を有する役員選考委員は、この決議に加わ

ることはできない。

第８条　役員選考委員会は、監事選出のため正会員中より業務執行理事歴を有するものをもって被選挙者名簿を作成する。但し、当該年度監事は除く。

第９条　理事６名～１２名以内及び監事１名以上４名以内は、被選挙者名簿に記載された者の中より、正会員の一般無記名（連記制）投票により、投票数の多い者から順次選出し、総会の承認を受ける。また外部監事を任命する場合は、理事長が指名した候補者を理事会に上程し、承認を受けた後に総会にて再度承認をうける。

第１０条　次年度理事長候補者は、１８名以内の理事を正会員中より指名し、総会の承認を受ける。但し、２年以上連続役員たる者は除き、業務執行理事はこの限りでない。

第１１条　副理事長及び専務理事候補者を理事長が指名し、理事会の承認を受ける。

第１２条　次年度役員には、当該年度の役員の３分の２以上を選出することができない。

第１３条　任期中に役員に欠員を生じたときは、理事長の場合は副理事長の１名を、副理事長及び専務理事の場合は理事の中より理事会において選出する。理事・監事の場合は正会員の中より総会において選出することができる。

第１４条　ＪＣＩ日本役員候補者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会において候補者を選出し、総会において承認を受ける。